

# 令和5年度第1回印西市いじめ問題対策連絡協議会 議事録

日時：令和5年7月31日（月）

午後2時～午後4時5分

場所：印西市役所大会議室

- 《出席委員》
- |                   |        |
|-------------------|--------|
| 教育長               | 大木 弘   |
| 秀明大学学校教師学部教授      | 花屋 哲郎  |
| 印西警察署生活安全課長       | 篠澤 和貴  |
| 佐倉人権擁護委員協議会第三部会会長 | 上條 眞由美 |
| 中央児童相談所           | 高橋 佐和子 |
| 千葉県警察北総地区少年センター   | 松尾 一絵  |
| PTA 連絡協議会会長       | 加藤 啓輔  |
| スクールソーシャルワーカー     | 伴 火穂   |
| 学校訪問相談員           | 弘海 由香  |
| 印西市立牧の原小学校長       | 岡田 光靖  |
| 印西市立印旛中学校長        | 磯 昌稔   |
| 印西市立滝野中学校養護教諭     | 牧田 江美  |
| 印西市役所子育て支援課長      | 金森 紀美子 |
| スクールアドバイザー        | 野田 幸一  |
| スクールアドバイザー        | 増田 洋子  |
- 《出席事務局職員》
- |                         |        |
|-------------------------|--------|
| 印西市教育委員会指導課長            | 石川 真樹子 |
| 印西市教育委員会指導課副参事          | 飯野 晋二  |
| 印西市教育委員会教育センター所長        | 穂戸田 和宏 |
| 印西市教育委員会指導課指導主事         |        |
| 八代 晃貴 山本 靖子 中里 和彦 山崎 智貴 |        |
- 《傍聴者》 1名
- 《次第》
- 1 教育長挨拶
  - 2 委員・出席者紹介
  - 3 印西市いじめ問題対策連絡協議会について
  - 4 議 題
    - (1) 本市におけるいじめ問題への取組について
    - (2) 本市におけるいじめ問題の状況について
    - (3) 各機関・団体より
  - 5 諸連絡
- 閉 会

## 【議事要旨】

### (資料確認)

進 行：皆様こんにちは。本日はご多忙の中、第1回印西市いじめ問題対策連絡協議会にご参加いただきありがとうございます。私は、教育委員会教育センター所長の穂戸田と申します。よろしくお願いたします。会に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。

＜配付資料を読み上げて確認＞

過不足はございませんでしょうか。

### (委嘱状交付)

進 行：続きまして、委嘱状の交付を行います。教育長が皆さまの席にお伺いし、交付いたします。お名前を申し上げますので、自席にてご起立をお願いします。なお、委嘱状の内容につきましては皆さま同じとなりますので、お二人目からは、お名前のみとさせていただきます。

### (傍聴席と録音機材の設置)

進 行：本会議におきましては、「印西市市民参加条例施行規則第12条及び第13条の規定」に基づき会議公開に伴う傍聴席の設置と会議録作成のための録音機材を設置して録音させていただきますことをご了承ください。

### (傍聴者の入場)

進 行：では、傍聴者の入室を許可します。

(傍 聴 者 入 室)

### (開会)

進 行：それではただ今より、令和5年度第1回印西市いじめ問題対策連絡協議会を始めます。

## 1 教育長挨拶

進 行：教育長あいさつ、印西市教育委員会教育長よりごあいさつを申し上げます。

教育長：本日は大変お忙しいところ、印西市いじめ問題対策連絡協議会に、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。世の中、コロナ禍が一応の区切りといえますか、感染法上の2類から5類に、5月に移行いたしまして、それ以降は比較的コロナ禍前と同様の様々な活動が、特に学校については、学校の行事が、ほぼほぼ予定通りに実施できたというような状況でございます。こういった会議も、感染予防は十分注意しなければなりません、会議を持つことができるというような状況になってホッとしているところです。

さて、このいじめ問題対策連絡協議会でございますが、事の発端は2011年の大津市におけるいじめ自殺事件が起き、様々な世論が起きました。その世論に後押しをされるような形で、いじめ防止対策推進法ができたわけでございます。その中で、自治体が置くことができるとされている三つの組織がございます。詳しくは担当から説明をさせていただきますが、一つ目は、日頃からいじめについての情報交換を行って、未然防止、早期解決を図る組織でございます。これが実は本連絡協議会ということになります。二つ目は、いじめの防止等の対策や重大事態が起きたときにそれを調査したり、或いは解決を図ったりする組織で、防止対策委員会ということになります。これについても、先日、6月28日に第1回目の会議を開催しました。そして三つ目は、教育委員会や学校の調査、これに疑義が生じたとき、今度は市長が改めて調査をする組織になります。この三つの組織を、令和5年度より印西市として設置をいたしたところでございます。

いじめ防止対策推進法が2013年6月に公布され、今年で10年が過ぎました。これまで印西市としては、この法律に規定されている組織に代わるものとして、スクールアドバイザーと、教育委員会指導課の中で対応してまいりました。しかし、本市にもいじめを疑う重大な事例もございました。その過程の中で、確かに

今後、いじめに対して適切に対応していくには、組織がやはり必要だという判断に至りまして、今年度から正式に条例を制定し、開催をする運びとなりました。今後は、この組織につきましても、日頃から情報交換などをさせていただき、学校では、いじめは起こるものですが、実際いじめの起こる場所というのは、地域や様々な場所でありますので、関係機関の方々からご意見をいただきながら進めていきたいと思っております。

原則年1回の開催となりますが、終了後も連携を深め、児童生徒のいじめ未然防止、早期発見、早期対応につなげていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。簡単ですが挨拶とさせていただきます。

## 2 自己紹介

### (委員自己紹介)

**進 行**：続きまして、委員の皆様のご紹介でございます。今回初めてお集まりの皆様となりますので、資料2頁の名簿の順に自己紹介を含め、お願いいたします。

＜・大学教授・印西警察署生活安全課長・佐倉人権擁護委員協議会第三部会会長  
・中央児童相談所・北総地区少年センター・PTA連絡協議会会長  
・スクールソーシャルワーカー・学校訪問相談員・印西市立牧の原小学校長  
・印西市立印旛中学校長・印西市立滝野中学校養護教諭  
・印西市子育て支援課長・スクールアドバイザー＞

### (職員紹介)

**進 行**：続きまして、担当職員を紹介させていただきます。

＜・指導課長・指導課副参事・教育センター所長・指導主事＞

## 3 印西市いじめ問題対策連絡協議会について

**進 行**：議事に入る前に、印西市いじめ問題対策連絡協議会について、事務局より説明がございます。

**指導課長**：資料3頁をご覧ください。令和5年3月の市議会におきまして、印西市いじめ問題対策連絡協議会等条例が制定されました。先ほど教育長からも話がありましたが、この条例では、いじめの防止等に関する三つの組織が設置されました。

これらは、国のいじめ防止対策推進法に規定されている組織で、その一つが、本日開催しております印西市いじめ問題対策連絡協議会でございます。3頁の(1)に当たります。推進法では、第14条第1項に規定され、教育委員会の附属機関となります。この協議会は、いじめの防止等に関する機関、団体の連携の推進に関し必要な事項を協議し、各機関及び団体相互の連絡調整を行うものでございます。いじめの問題には、様々な原因や背景がありまして、学校だけで対応できるものではないという認識から、行政・地域・各団体でネットワークを築き、連携を図っていくことが大切であると考えます。本年度は、本日お集まりいただいております15名の委員による定例会を年間1回開催する予定でございます。後程それぞれの立場からのお考えや取り組み状況等お話いただけたと思いますが、情報共有して、いじめの防止等の対応に生かしていきたいと考えております。

続いて、今回の条例で設置されたその他の組織について説明をさせていただきます。二つ目の組織は、印西市いじめ防止対策委員会です。3頁の(2)に当たります。この委員会は、学識経験者等により構成された5人以内の委員で構成される組織で、教育委員会の諮問に応じて、いじめの防止等のための対策、その他、教育委員会が必要と認める事項について調査審議するとともに、いじめの重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものでございます。推進法第14条の3項に規定されている教育委員会の附属機関となります。本委員会につきましては、先日6月28日に1回目の会議を開催し、いじめ防止等の対策に関する事を協議していただきました。いじめ問題対策連絡協議会といじめ防止対策委員会の事務局

は、教育委員会指導課でございます。

三つ目の組織は、推進法第30条第2項に規定するいじめ問題再調査委員会でございます。3頁の(3)に当たります。こちらの所管部署は市長部局の企画政策課で、教育委員会から切り離された組織となります。この委員会は、市長が必要と認める場合、いじめの重大事態に係る教育委員会による調査結果について、再調査を行います。学校の設置者または学校による調査が不十分である可能性がある場合に、実施が検討されます。ここまで説明した組織を条例により設置し、いじめの問題に適切かつ迅速に対応できる体制を整理いたしました。説明は以上でございます。

#### 4 会長の選出

**進 行**：続きまして会長の選出に移ります。印西市いじめ問題対策連絡協議会条例の第5条で、協議会に会長を置き、協議会の委員のうちから互選するとされております。どなたか立候補はございますか。

(一 任)

一任という声をいただきましたので、事務局から選出させていただきます。事務局から、会長に大木委員をお願いしたいと思っております。よろしければ信任の拍手をお願いします。

(拍 手)

ありがとうございました。大木委員よろしくお願ひいたします。会長は中央の議長席にご移動をお願いします。

それでは早速ではございますが、本日の議題の進行を大木会長にお任せしたいと思います。

#### 5 議題

**議 長**：まず本日の協議会の議事録署名人について申し上げます。

本日の会議の議事録署名人については、花屋委員と篠澤委員をお願いいたします。それでは議題に入りますが、議題の1及び議題の2は関連がございますので、一括して事務局から説明をさせていただき、その後に質問・質疑を行うことといたします。では、議題1「本市におけるいじめ問題への取り組みについて」と議題2「本市におけるいじめ問題の状況について」事務局より説明をお願いいたします。

**事務局**：本市におけるいじめ問題への取り組みについてご説明をいたします。資料の4頁をご覧ください。印西市では、1の基本方針の策定、2のいじめ対応組織の設置、3の相談窓口の設置の3点と、その他として、4にお示ししております事業を通して、いじめ問題の対策に取り組んでおります。

1点目の基本方針の策定につきましては、印西市としてのいじめ問題への取り組みの基本方針といたしまして、印西市いじめ防止基本方針を策定しております。この方針はいじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進し、いじめのない学校、地域、市をつくることを目的とし、平成27年3月に制定したものでございます。市ではこの方針に基づいて、いじめ防止や対策に取り組んでおり、各小・中学校におきましても、この方針を踏まえたいじめ防止基本方針を策定し、取り組んでいるところでございます。なお、本方針はこの度の条例の制定を受け、この3月に一部改定を行っております。

2点目のいじめ対応組織の設置につきましては、先ほど指導課長から説明いたしました通り、三つの対応組織を設置し、いじめの防止等のための対策を推進しているところでございます。

3点目の相談窓口の設置につきましては、教育相談事業を主管しております、教育センターを中心として、悩みを抱えた児童生徒、保護者、学級担任等への電話相談や、来所面談、訪問面談の相談窓口を設けております。また令和4年10月から

は、全児童生徒に貸与しておりますタブレット端末から相談を希望できる仕組みを整え、改善を図りながら実施しているところでございます。

その他の取り組みといたしましては、教育委員会内で、いじめを含む生徒指導上の問題についての情報交換や、いじめ防止等のための対策等を協議する「いじめ問題対策会議」を月1回程度実施しております。また、全小中学校に生徒指導担当指導主事が訪問し、児童生徒の生徒指導上の問題についての情報交換や対応への指導助言をする機会を年間2回設けております。他にも近年増えておりますSNSやインターネットに関する生徒指導上の問題への対応として、児童生徒や保護者、教職員を対象とした、情報を適切に見極めたり発信したりするための、ネットリテラシー出前授業の実施等の事業を学校からの要請に応じて行っているところでございます。また、資料としてもお配りしておりますが、いじめ防止ポスターやリーフレット、悩みの相談先案内ポスターやカードを配布し、継続して指導を行っております。本市におけるいじめ問題への取り組みといたしましては、以上でございます。

**事務局：**続きまして、いじめ問題の状況についてご説明いたします。お手元の資料と同じものを、前方のスクリーンにお示しします。5頁1をご覧ください。最初に、いじめの定義についてご説明させていただきます。いじめ防止対策推進法第2条では、「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

5頁2（1）をご覧ください。このいじめの定義を踏まえ、いじめの認知件数という調査がございます。いじめの認知件数とは、年度内において、いじめの定義に該当するいじめを受けたことが認知された児童生徒ごとに1件として数えたもので、この際、同一の児童生徒が異なる時期に別の児童生徒からいじめを受けても1件として扱うものでございます。年度末には、国からの調査がございますが、印西市では今年度から1学期末、2学期末にも調査を行うこととしました。その結果、令和5年度1学期現在608名のいじめを認知しているところでございます。これはいじめの件数が毎年度多いということにもなりますが、文部科学省によりますと、各学校が比較的軽微ないじめを見落とすことなく調査・発見し対応していると捉えることもできるということです。令和元年度からの認知件数を見ていただきますと、毎年度およそ1000件前後のいじめを認知しているところでございます。印西市の児童生徒数をおよそ1万人といたしますと、10名のうち1名がいじめを経験していることと捉えることもできます。また、資料にはございませんが、千葉県認知件数と比較いたしましても、印西市の認知件数は大きな差はございません。

（2）をご覧ください。学年別認知件数につきましては、グラフからわかるように、全国調査の結果と同様、印西市でも、いじめの認知件数は、学年が上がるにつれて減少してくる傾向にあります。

6頁3をご覧ください。いじめの態様についてご説明させていただきます。小・中学校ともに「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。」が最も多くなっています。小学校の件数は特に多いですが、小学生は、些細な出来事もアンケートに書いて伝えようとしていきます。担任はきめ細かく指導することが大切となります。軽率な言葉で人を傷つけてしまう児童には、思いやりや相互理解、寛容の心を培わなければなりません。友達との協力や、時にはぶつかり合いなども経験させながら、社会性やコミュニケーション能力を育み、どうしたらよりよい人間関係を築けていけるかを学ばせる時期でもあります。

最後に6頁4をご覧ください。各学校におけるいじめ対応の課題についてです。学校により、いじめの対応の課題については様々です。いじめについての対応の難しさを示していると捉えることもできると思います。市教育委員会でも、先月行われた「印西市いじめ防止対策委員会」において、ここにもあがっている「傍観者教

育」というものが非常に有効だという話を聞くことができました。今後、市教育委員会といたしましても研究し、学校のいじめ防止対策の一助となれたらと考えているところがございます。いじめ問題の状況については以上でございます。

**議長**：ただいま事務局から議題1、議題2についてそれぞれ説明がありました。

まず、この説明の内容についてのご質問を受けたいと思います。

**委員**：傍観者教育が非常に効果があると話であったかと思いますが、どんな指導をなさるのか、それをお聞きしたいと思いました。

**議長**：事務局、可能な範囲内で結構でございます。お願いします。

**事務局**：困っている子供は自分で大人に対して声を上げることができません。それを踏まえた上でどうするかというと、いじめる側の中に、数人のグループを作ります。被害者と加害者というものは交錯するので、白黒分ける必要はなく、被害者側のサポート役、パーッとみんなで囃し立てる中に、傍観者が何人か入っていき、被害者のために代弁する教育をしましょうよという考え方がありとお聞きしました。それだけではなく、もう一つ良いこととして、加害者側にもサポート役がつくようにするとよいそうです。加害者からも、何らかの居場所がなく、抱えていることがあるので、加害者を追いやってしまうということが、なくなるそうです。立場も、被害者と加害者は、実は共通するところもあるので、被害者だけではなく、加害者もグループでサポートしましょう、一緒に遊びましょう、という内容でした。

**議長**：はい。ありがとうございます。よろしいですか。

**委員**：はい。人権教室に生かします。ありがとうございます。

**議長**：その他いかがでしょうか。委員お願いします。

**委員**：令和5年度で608件になっていますけど、事務局側としては、いじめがある。認知件数と非認知件数合わせて、どれぐらいできていると思っていますか。

**議長**：認知できないので、把握はできません。ですから、認知できている数は、100%かどうかわかりませんが、それを限りなく100%に近づけていく努力をしていかなければいけないということだと思います。

**委員**：世の中、いろいろいじめで、自殺しちゃったりする子がいて、そういうことで学校が会見すると、大体いじめはありませんという。第三者委員会とかで調査したら、いじめはありました。大体ニュースとかではそうなる。だから問題になるのはそこだと思うのですが、認知できているものは大丈夫でいいと思うのですが。

**事務局**：ありがとうございます。本当にその教員が認知できないものがやはり一番の問題だというのはこちらとしても認識しているところです。そこで、いかにそれを認知するのか。先ほどにもありました傍観者教育につながりますが、子供自身が声を上げる、当事者が声を上げるというのはやはりなかなか難しい。ですから、それを周りで気が付く子供たちが、身近な大人に声を上げることができるような、教育だけではないのかもしれないのですけれども、そういうことができる環境やそのような意識を高めるということを、我々はやっていく必要があると考えているところでございます。

**委員**：学校の関係者の方もいますが、テレビの会見とかで見ると、自分の学校にはいじめは1名もありませんということがあります。多分、個人的な考えですが、全国の学校でいじめのない学校は、1件もないのでは。学校にいじめがあるという世間から学校の評価が下がるという風潮がある。そのいじめを見つけることによって学校の評価が上がるような流れを全体で作っていけば、学校が見つけて報告を上げやすくなる。学校側もいじめがありましたとあげていくと、どんどんイメージが悪くなるという、イメージがどうしても世間にある。そういうのも、事務局から学校に働きかけていただけるといいのかなと思います。

**事務局**：ありがとうございます。先ほど説明にもありましたが、積極的な認知、小さなものからいじめとして捉えて、きちんと対応していくことを、学校にも、教育委員会としまして、きちんと伝えていきたいと思います。

**議長**：いじめの問題が世間に大きく話題になったときに、いじめの定義を、これまで3回変えました。その都度、特に千葉県は、いじめ認知件数が、他の都道府県よりも増

えました。そして、千葉県はいじめが多いということで、批判されました。県教委が説明したのは、いじめが多いということではなくて、いじめを見つけることができた件数が増えたということで、各学校のいじめを見つけようという、その取り組みが、功を奏した形になっていると、まず認知しないものについては当然対応できませんので、以前は、いじめの件数、認知件数が増えたことで批判されたのです。今、その風潮がなくなってきていますので、かなりいじめについての認識も、保護者や国民の皆さんの考え方も以前とは随分違うのかなという風に感じています。とにかく、認知しないことには対応できません。漏らすことなく認知するにはどうしたらいいかということも、この会議の中で、様々な団体の方から、アイデア等をいただいて学校や家庭に、いじめの認知に役立てることができればいいのかなという風に思っています。

**委員：**今、お話のあった認知件数の報告に関する議論ですが、認知できない件数を暗数と呼んでいますけれども、これは確実にあります。世界のどこに行っても必ず暗数があることはもう前提のもとに調査が行われているということも確かです。ただこれの、一つの対策は、先ほどもあったように、傍観者や、或いはそれを目撃する生徒が声を上げるということが増えていくことだというのが一つの方法です。これを上げるためには、声を上げた子がいじめの対象にならないという確信が子供たちの中にないと、まず声が上がづらい状況があります。また、幾つかの調査からでは、親やその他地域のおじさんおばさん等の大人と親しい関係を持てている子供はいじめを目撃すると報告したいと意欲づけられるという調査結果があります。つまり、大人との信頼関係みたいなものを、広げていく、太くしていくといったような活動が一つ役に立つかもしれません。私からの質問なのですが、近年のいじめは、5頁の学年別のグラフを見てもわかるように、認知件数としては、小2小3あたりがピークになっています。これはどこも変わらない傾向で、学年が上がるごとにどんどん減っていきませんが、気をつけなければならないのは、いじめの質が変化することです。件数が下がっていても、一つのいじめが非常に深刻なケースになる確率が上がっていきます。また、小学校高学年から中学校に上がると、一層その程度は強くなり、相手にダメージを与えたいという明確な意思を持って、継続しているケースが確認されます。これは大人が認知したからといって、簡単に解決できるケースではないことの方が多いですね。大変厄介で対応の難しいところがあります。そこで、私がお聞きしたいのは、どんどんその学年が上がると見えづらくなっていくいじめという現象ですけれども、またこの10年ぐらいで、小学生高学年或いは中学生、高校生になるとほとんどが持っているスマートフォンがあります。スマートフォンを使ったいじめの件数が、これ小中のデータしかないのですけれども、中学校のデータが「パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷や嫌なことをされる。」というところの件数が比較的少ないように見えます。実際、印西市の小中学生で、どれくらいスマートフォンを持っているのか教えてください。

**事務局：**小学校・中学校のSNS講座を行った際に必ず聞いています。「スマホを持っている人？」と手を挙げさせますと、中学校ですと約8割近くは持っています。小学校の高学年ですと半々ぐらいというイメージです。

**委員：**認知件数がこのぐらいですというのが表にありました。そのいじめの態様についても次の頁にあります。6頁でいじめの対応の課題がありますが、いじめに対しては、どういう対応をとっているのでしょうか。例えば、1学期、今年度608件ありましたが、どのような対応をとっているのか。全部解決しているのか、1回指導しておしまいなのか、例えば当事者同士で話し合いをしておしまいなのか、それで終わりにしているのか、そのあと、きちんと確認しているのか、教えてもらいたいです。

**議長：**いじめを認知した後の対応ということだと思いますので、事務局からお願いします。

**事務局：**いじめに関しては、認知した後、本人から、どのように対応したらよいか話を聞きます。対応の仕方は、人それぞれです。その場で話をして欲しいとか、見ても

らえばいいっていうような話とか、今度、何かあったら先生お願いしますとか様々です。ただ、法の中で、3 か月は解消したと判断してはいけないというものがございます。少なくとも3 か月は、学校で情報共有して見ていきます。3 か月後に、3 か月前のいじめの面談等をして、もう大丈夫ということがあれば、保護者と確認をした上で解消することになっています。

**委員**：どのくらい解消しているのか。

**事務局**：令和4年度に関しては、9割以上が解決しています。

**委員**：1回話をして、3 か月様子見て、9割解決するのですか。

**委員**：1回話してそれで3 か月ただそのまんまということはないと思いますが、どうなのでしょう。その間、対策を立てていらっしゃるのではないかと。

**事務局**：3 か月間、何もしないわけではなく、その間、本人から話を聞いたり、保護者と連絡をとったり、経過観察をします。それでも、最低3 か月は解消できないということです。

**委員**：認知件数は、どういうふうに取り扱ったものが608件になるのか中身を教えてください。これは本人なり保護者なりが、担任の先生やその他の学校の方に、訴え出ているのが多いのか、それとも、アンケートに答えてその事実が確認され、それについての聞き取りが行われて、確かにいじめの被害者であるという認知をしているのか、その辺りの内訳のようなものがわかれば教えてください。

**議長**：認知の内訳ですね。事務局お願いします。

**事務局**：一番多いのが、アンケートです。学期に1回以上、小学校だと5回も6回もやっています。アンケートによる調査から発見されるのが一番多いです。2番目に多いのが、本人からの訴えになります。3番目に多いのが、学級担任の発見になります。

**委員**：そうすると、アンケートをとって、そのアンケートは担任が把握をしてということになりますね。それから、本人からの状態も基本的には、担任が聞いて、それに対応するというようなことですね。そのあたりはSOSの出し方教育に、ここ数年、力を入れられていると聞いているので、その成果であり、包み隠さずというか、自分がいじめを受けたことをそのままにせずSOSとして発信することができてきているのではないかと感じるところです。そのSOSを受けていただいた、担任なり、その他、SOSを受け取った先生方に対して、そのSOSをどのくらい受け取って、どのくらいそれに対応していただけるのか。時間的にも、先生はとても忙しいですし、どのくらいのタイミングでどのくらいのボリュームで対応に当たっていらっしゃるのかというのは、1件についてどのくらい先生方が話を聞いてくださっているとか、親御さんと話をしているのは、把握されてますでしょうか。

**議長**：はい。ありがとうございます。学校でいじめを認知した後の対応について、学校の体制も含めてお答えしていただけたらと思います。

**委員**：学校としては担任がどのように聞き取りをすとか、それから、その聞き取ったものが、そのあと、担任と子供との間のやりとりだけで終わっているのか、それから、保護者とのやりとりだけで終わっているのかとか、それはどのように校内で共有され、それから解決について誰が見守っていくのか、そのことは結構な時間を要すると思います。その担任がどれだけ苦労しているのかというのを各学校内でどれだけ共有され、問題がたくさん起こってくる学校では、そういう担任について、SOSを受け取る、力を養うためにどういう研修をしていけばよいかとか、そういうようなことまで含めないと。子供は一生懸命SOSを出しました。出したけど、結局受け取ってもらえない。それから、担任の中で、「気をつけて見ていくよ。また言ってね。」みたいな。または、子どもが「どうして欲しい」と聞かれ、「先生、しばらくは見守ってください」と言って、そのままになってしまうように感じると、もう二度と言わないのではないかと。そうすると、認知件数は小学校の最初のうちはこう聞いてもらえると上がっていったものが、それから落ちていく、減っていくということだけでなく、対応してもらえるのかどうか、大人を信用して大人にSOSを出していいのだというような、風土が養われているだろうかという部分は、この中ではちょっと見えないので、そうした流れみたいなものが、誰にどうい



うふうに相談したらどうなっていくということが、子供にも、それから親御さんにもわかるようなマニュアルのようなものを示すとか、時間的にその日のうちに、このように対応しますと掲げている市町村もあると聞いていますので、そのようなものをお出しするのはどうか。それから、その1日でやり遂げるためには、他の業務を全部投げうって、その教員が向かっていかなければならないぐらいのことだろうと思うと、それを担任のところで終わっていいのかというような、この解決していく、またはSOSを出したものをどう受け取っていくのかという部分について、考えているところがあれば教えていただきたいと思います。

**議長：**実際に学校でいじめ認知した後どういう対応をとるかっていうことを具体的に、学校の校長先生がいますので、お話していただければありがたいです。

**委員：**本校には現在、児童が900名おります。先ほど事務局からもお話ありましたが、アンケートについては、学期に2回、そのあとに教育相談ということで、必ずアンケートから上がってきたものについては、担任が子供と相談をする前に、学年の方で共有し、学年学級を跨いでいる場合もございますので、担任1人ですべてを解決するというようなことにはなっていません。例えば、AちゃんがBちゃんの悪口を言った、BちゃんもAちゃんの悪口を言い返した。それでちょっとしためごとになってしまった。こうした場合も、定義にもありますけれども、一定の人的関係にある他の児童が行う心理的な、または物理的な影響を与える行為、にも該当しますので、被害者はAちゃんとBちゃんと考え、2件になってくる。ただそれが本当に一過性のものである場合も、この件数には含まれています。そうではない場合、これは大人が介入しないと、ますます深刻になるものについては、それが紙に子供たちがアンケートを書き来たり、先生こうなんだけれどというふうに直接相談に来たりとか、或いは担任に直接言えない場合についても、相談ポストというのがあり、誰々先生に何かを相談したい、例えば養護教諭に相談をしたいとか、校長先生に相談したいという、いつでもそういうポストが使用できる体制も整っていて、それについても必ずすぐに対応、話を聞いています。また、1人1台のタブレットを持っていて、そのタブレットを通してでも、相談ができます。紙に書かなくてもタブレットで相談を持ちかけられるということで、それについては、見過ごすことはなく、1件1件対応しています。話を聞いています。保護者の方にも、こういう相談があって、今こういう状態ですと、お子さんからちょっと話を聞いてくださいということも、連絡をしますし、先ほど3か月っていう期間が示されましたが、3か月間放置するわけではなく、必ず常に観察をしながら、もちろん他のクラスの担任も観察したり声をかけたりしながら、常にその子供たちの動向を見守る体制をとっています。また、これは本校独特の特性にもなるのかもしれませんが、本校はまだ開校9年目で、9割が地元の人ではなくて、新住民の方です。それも市外から結構たくさんの方が転居されてきています。北は北海道から南は沖縄まで、いろんな文化や価値観を持った人が集まっています。保育園・幼稚園の数も40から50です。つまり幼稚園や保育園で、人間形成も人間関係もつくれない。それは保護者同士も同じだと思いますが、独特な特徴を持っている学校でもあります。ちょっと話が逸れますけど、この方たちの人間関係だったり、保護者の人間関係をもっと広げたり、もっといろんな人と関わり合わない、いじめが起きやすくなるということで、私が赴任した年から毎年クラス替えをして、毎年担任替えをしています。その中で、いろいろな人と関わったり、いろいろな担任と関わったりできるようにしています。さらには、その学年の中で、いつも担任の先生が授業をするのではなくて、例えば国語のこの授業は、1組と2組と3組の担任を入れ替えて、交換授業をすとか、そういったことをして、子供たちも学級の先生が自分の先生だけじゃなくて、学年の先生が自分の先生だと思えるような、相談しやすい環境を作っているところです。

**議長：**学校がいじめを認知した後の対応ということなのですが、学校では「学校いじめ防止対策委員会」というものを教職員で組織しています。いじめを認知した案件については、途中経過も含めて、必ずそこで議論されます。最終的には校長の判断にな

りますが、そのいじめの解消に向けての対応は、学校として組織で動いています。

**議長：**続いて次の議題3に入ります。

各機関団体よりということで、委員の皆様から、いじめ問題に関する取り組み状況のご説明や、いじめ問題に関するご意見等をいただければと思います。

**委員：**いじめのことについてお役立ちできるような、知っていることをいくつかお話させていただきたいと思います。いじめはどこまでいっても本当に見えづらい現象で、とても対応が難しい問題です。先ほどもお話しましたが、やはり人との繋がりがどれくらい広いか、太いかによって、いじめが起きやすい風土になったり起きにくい風土になったりするということが、一つ指摘されていたというお話をさせていただきました。その一方で、子供たち同士の関係も作っていく努力が必要だろうと思います。小学校の校長先生のお話にあったように、なかなか繋がりの作りにくいメンバーで構成されるときには、やはり子供同士がお互いを知らないまま生活をするといった事態が生じてしまいます。そうすると誤解や疑心暗鬼みたいなものが生まれやすくなり、それがいじめの土壌になることもあり得ると思います。いじめが起きてからという対応も重要なのですが、いじめが起きないような、そういう風土を作るという取り組みも一方で力を入れて、進めていかなければならないことなのだろうと、広く指摘されているところです。そのポイントは、やはり人間関係・友達関係を作っていく、お互いのことを、違いがありながらも受け入れられるような経験をどれくらい子供たちに提供できるかといったようなところが問われるような活動になっていきます。また、子供たちが大人を信頼できるかどうかといったところもこういったいじめが起きやすい、起きにくいというような風土と関連があります。そういった意味でも大人も子供と関わられるような、そんな機会が、子供たちの生活の中にあるといいのではないかと考えています。

**委員：**たまに保護者の方から子供のいじめに関する相談が警察に寄せられる場合があります。そのような場合は、重大な事案に発展しそうなものであれば警察も対応するのですが、それ以外のものであれば学校等に相談をして、解決してもらうようにしているのが実情です。中には学校が全然対応してくれないから、警察に被害届を出したいという方も、おられます。それで出された場合も、犯罪になっていけば、そういった対応をすることもありますが、そうならない段階で対応したり、まず第一次的には学校等で解決を図ったりしていただきたいと思っています。そこで、警察でできることであれば協力させていただきますので、連携して対応していきたいと思っています。

**委員：**先ほど、最初の挨拶の中で申し上げましたが、今一番、全員が関わっているのが、人権教室です。小学校も中学校も、今年度、お世話になりました。先ほど、校長先生のお話をお聞きして、小学校に行き、もう1回お話したいと思いました。非常にきちんとやってらっしゃるなと思いました。今日のお話の中で言いますならば、人権教室は「いじめの防止」ということに位置付けられるのでしょうか。その中で、学校でもアンケートを何回かとっているというふうなお話がありました。実は人権教室でもとっています。人権教室が終わった後に、アンケートをとります。個人の名前も書いてあります。それを教育委員会でご覧になっていただいていると思います。それから、担当課の市民活動推進課に参ります。そのあと、私どもも拝見します。私たちも自信がなく話している人がほとんどなのですが、アンケートを見て、励まされています。行ってよかったと、他の仲間が言っています。その中で一つ、これは今後のお願いなのですが、いじめを告白するアンケートもあります。「さあ、どうしたものか。でも、私どもの役目はそこまでだから、あまりこう立ち入るのもどうか。でもこれは学校で先生方もご覧になっているはずね。」と、よくそういう話になります。「大丈夫だよ」と一言、言った方がいいか、それとも状況を聞いた方がいいか、そういうふうな話題になることもあります。数は少ないですが、これは大変心配なものです。どのような結果になっているか、中身はおっしゃってくださらなくて結構ですが、学校なり教育委員会から教えていただけると、大変安心して次に臨めるかなというふうに思います。人権教室では、学校の希望を優

先いたします。つまり、何年生にどのくらいの時間、どんな内容でやるかというのは、基本的に学校の希望を優先し、それに対応できるだけの勉強をして参ります。中には、人権教室を子供と保護者を一緒に開催している学校もあります。やり方としては、最初、子供たちと親と一緒にいきまして、そのあと子供と親に分かれます。そして、親の方には、親への人権啓発をいたします。今年度、社会人相手にも何回か行いました。そのうちの 하나가、印西市です。印西市からの依頼で、人権教室を1月10日に初めて開催しました。こちらはハラスメントを中心にお話をいたしました。6月5日に新任の職員の研修をいたしました。ここでも、人権に合わせて別のコミュニケーションとか、社会人の心構えとかも少しは入れましたが、どうしても人権擁護委員ということですので、人権の話が中心になりました。今後の課題といたしましては、高校生や幼児に人権教室をできないものかと。私は社会人相手は、慣れているんですけども。小学校の一年生に先日行きました。考えて勉強して、緊張して参りましたが、結果として、楽しく帰って参りました。聞き手がいいなど。先生方が随分心を配ってくださったなど感謝しております。今後は、もっと私の一番苦手とする幼児相手に人権啓発を進めていきたいと思っています。その他に、これは全国的な運動ですが、SOS ミニレターというのを、全国の小・中・高校生、支援学校も含めて、法務省から直接学校に届くように、毎年送っています。SOS ミニレターには、何か悩みがあったら書いて、困ったことがあったら書いてというふうなことで、切手を貼らずに、ポストに投函すれば、近くの法務局に届くようになっていきます。これについても、学校の先生には、協力をいただいております。というふうなのは、一般的な言い方ですが、学校に参りましたときに、SOS ミニレターなんて言って、こうして見せて、「知っている」という、子供たちと、それから首かしげる子供達がいるところとありまして、もう届いているはずなのだけど、思うことがあります。でも、これは、SOS ミニレターは、先ほどのいわゆる流れ、というふうなことで、私の方も申し上げるならば、法務局に届きます。届きましたら、1週間以内に返信します。人権擁護委員会が返信します。もちろん、なったばかりの人権擁護委員ですと、大人相手ではありませんから、これは法務局の人権擁護課の職員がチェックするらしいのですね。みなさんより年寄りなのだからと、私が言うのですけれども、経験から書いているのだからって言われるのですけれども、経験が必ずしも役に立つわけでもないことは重々承知しております。そういう知識の面と、それから経験の面で、返事を書きます。一年生から返事、手紙が来ました。その一年生に合わせて手紙を書いていきます。そんな時に、学校の教師経験のないものは、権利なんていう言葉、何年生で習うのか、この漢字はどうなのだろう書いても大丈夫なのだろうかとわからない時、もう書いてから「けんり」なんて、ひらがなを振って、それで出しております。また改めて返事が来ることもあります。そして、もう1回、また何かあったら、いつでもお手紙くださいねということと、お電話でもいいですよ。子供人権110番というのがあります。この子供人権110番には、月曜日から金曜日まで人権擁護委員が、シフト制で務めています。最近、子供からの電話というよりも、保護者や、時には学校の先生からもあります。おじいちゃん、おばあちゃんからお電話があることもあります。それに対して、答えておりますが、これは子供人権委員の方で担当しておりますので、少しでもその子供たちが楽しく学校生活を送れるようにと思い、できることを心がけていきたいと思っております。一端でございますが、いじめに関係ある子供たちに関係あることをお話しさせていただきました。

**委員：**児童相談所は虐待だけではなくて他の相談もありますが、今一番多いのはやはり虐待の問題で、虐待といじめでは、見えづらさとか、一つの繋がり希薄さですとか、大人も含めてこういった権利を侵害される問題は、原因というか抱えている問題が似ているのだなというのを感じて聞かせていただいていた。私たちもお子さんとお話をした後に、大きくなればなるほど、児童相談所との関わりが終わった後に、相談してよかったって思ってもらえなかったときに、「もう相談しない。もうこんなことになるのだったら相談しない。」みたいになる場合もありまして、そ

うならないように、次に何かあったときに、SOSが出せる、つながれる終わり方ができるのが一番だと思いつつ、行っていました。すごく似た問題だなと思って、いろんなご意見聞かせていただき、学ばせていただき、私自身も子供が小学生なので、児童相談所の立場と、1保護者の気持ちがちょっとまざり、混乱している部分もありますが、子供たちのために子供を取り巻く大人の支援も本当に必要だと思いつつ、すごく不器用な方、繋がりにくい方が本当に多く、その人たちといかに信頼関係を築いていくか、繋がっていてよかった体験をしていただいて良い方についていただけるかっていうのが大事だなと思いつつ対応させていただいています。保護者の方子供たちからお話を聞いている中では、いじめの話は児童相談所の中でも出てくることがあるので、学校の先生方とか、関係機関の方とはその辺も共有しながら、対応、どうやって子供の安心安全を作っていくかっていうことをやっていけたらいいなと思いつついます。

**委員：**北総少年センターの北総教育事務所管内をすべて管轄しているので、印西市以外にもいろいろな人と関わりを持たせていただいているのですけれども、最近すごくいじめの相談が多いと印象を受けています。少年センターは電話相談を受けたり、実際に保護者の方や学校の先生が相談に来たりすることがありますが、最近いじめに関することが多いです。うちの方は基本的に非行に関する相談ではありますが、非行を起こしてしまう少年っていうのも、小さい頃にいじめを受けてその傷がどんどん深くなって将来、ちょっと問題を起こしてしまうなんていうこともあるので、いじめの相談も基本的には受けるようにしています。学校の先生から、いじめの相談はありませんが、保護者から相談が非常に多く、「学校の方に相談をしたけど、自分が思った通りに動いてもらえなくて警察に何とかしてほしい、相談に行きました。」と相談を受けることがあります。警察の方でいじめを認知した場合は、速報案件といい、すぐに本部に上げなければいけない問題になっています。少年センターなので相談を受けますが、対応としては、最寄りの警察署と連携をとって、対応していくということになります。私が小学校や中学校のころもちろんいじめはありましたが、そのころに警察が介入するということはなくて、この時代ならではの事なのかなと感じています。基本的にいじめの問題は、学校の教育の現場での指導とか解決とかという形になるのかもしれませんが、保護者の方の要望があれば、例えば加害生徒さんの方には、警察からもうちの子がいじめをしないように指導して欲しいというご要望があるのであれば、うちの少年センターも関わることができまして、逆に被害者のお子さんの心のケアが必要で、学校や教育関係者とは違うところでお願いしたいという話があれば、少年センターの方でも、被害者支援というところで面接を行うことは可能です。必要に応じて、ちょっとお手伝いできたらと思います。また、今のいじめはネットの中で起こることが多く、表面化しづらい部分があると私どもも感じております。そうした場合、スマホのネット安全教室を行っています。これは学校からの依頼を署の方にして、署の方から青少年センターに依頼が来て、学校さんに出向いてお話をする内容です。その中でネットいじめの問題も行っています。例えば、多いのはLINEでの仲間外れとか誹謗中傷、オンラインゲームでちょっと悪口を言うだとか、小さなことからトラブルになってしまうことがあります。そういうことをしないようにとか、もしそういうことをされてしまったらどうしたらいいとか、そういったところもお話させていただいています。必要に応じてご要望いただければと思います。あとスマホに関して、個人的には、家庭の問題になってくるのだと感じています。スマートフォンを管理するのは保護者の責任になってくる部分があると思います。もちろん学校の方も、そういった問題が起こってくればいろいろ対処することと思いますが、ぜひスマートフォンのことに関しては、家庭内でも持たせるだけでなくしっかり管理をしていただきたいと思っています。お子さん向けのネット安全教室以外にも保護者向けにも、要望に応じて行っていますので、ご活用していただければと思います。

**委員：**スマートフォンについては、保護者として、頭の痛いところですが、PTAとしてはいじめ問題に対応することはできないのですけれども、今年度PTAの会長になり学校に

よく行くようになり現場を見るようになりました。学校は、先生たちはとても普通の業務で大変です。大体1学年1クラス・2クラスで、今はうちの上の子が6年生なのですが1年生からずっと同じクラスです。幸い仲が良いので、そういういじめはないと思います。自分も8割ぐらいのことをしゃべれるくらい知っています。そういうのであればとても良いと思いますが、小規模校だと6年間同じクラスで、一度、人間関係が壊れてしまうと、いじめを解決したところでマイナスの面からゼロに戻っただけで、プラスにはいきにくいかなと思うところがあります。学校の規模によってクラス替えができたならそれである程度の解決になる部分もあると思うのですが、いろいろな人のお話を聞いて、学校の先生に頼り切るっていうのは難しいのかなと思いました。お話を聞いて、警察の方とか、いろいろな頼るところがあると思いますので、そういう情報をもっと広く出していければいいのかなと思います。相談窓口で相談できる子やアンケートに書ける子は、おそらく重篤な状況にならないと思います。アンケートに書けない、相談ダイヤルとかに電話できない子というのが、大きな問題になってしまうと思います。そのような子たちのために窓口をいろんなところに設けるのもいいのかなと思います。ぜひ、学校から保護者に向けて、そういう情報があるということや場所があるということを広く説明していただけたらなと思います。

**委員：**いじめにかかわらず、学校に関わらせていただいていると、学校の先生方がどんなに忙しいかということを感じる日々です。学校からご依頼をいただいて、保護者の方やお子さんと面談するのは、もちろんですが、解決に向けて私1人でやることはほとんどなく、学校の先生方に一緒に向かっていただくとか、外部の方と学校とか協力して、問題を解決していく、学校の先生にすべてを頼り切るのは無理で、いろんな大人が関われるようにと、ケース会議等をやるために、先生方がその時間を取っていただくのにも、とても苦労いたします。そのことでまた、先生方の時間が、拘束されて忙しくなり、子供たちに関わる時間が減ってしまうみたいな、もうどうしていいのだろうかっていうような事態が多くあるのが今の学校ではないかと思います。いろいろなSOSの出し方教育とか、アンケートをするとか、いじめが起こる前のところは担任の先生方にやっていただく、いじめが起こらないような形で取り組みは、担任の先生方とか、学年の先生方とか普段関わっている先生方にやっていただく。それにも外部の方も来ていただくのはあると思いますが、起こってしまったら、そこで認知したところからは、余裕のある職員を配置し、特別チームで対応していく。担任は、ある程度のところで、全体に対する指導はするけれども、個別対応するような職員をもう少し増やしていただく。それを、養護教諭だけに任せてしまうと難しいと思いますが、教育相談体制っていうものをとっているということなので、その兼務でもって何とか委員会で何とかの会議でいつやりますではなく、教育相談コーディネーターというのが提案されているようなので、そのような方が、しっかり受け止めていただけるような体制とか、私どもが入って行かせていただいた時に、コーディネートしていただけるような体制っていうのもないと、本当にご依頼いただいて入ったのに、私が忙しくさせているところも感じないことはないのか、子供たちをどう教育していくのか先生方をどうフォローするのか、その体制づくりもご相談させていただけるとありがたいと思います。

**委員：**私は不登校のお子さんに関わる仕事をしており、印西市だけではなくて9市町関わっているのですが、印西市ではないと思って聞いて欲しいのですが、中学生の男の子と女の子が、1人ずついじめについての経験を話してくれました。中学校3年生の男の子が話してくれたのは小学校2年生の時の話です。その時に友達に自分の声がすごく高いと馬鹿にされてそこから声が出せなくなったり学校に行きにくくなったりした話をしてくれたのは、中学校3年生のときです。その小さい頃に受けたいじめだとか、からかいだとか、その頃はうまく言語化できないとか、言葉にできない悔しさだとかということがあり、それをずっと抱えて生きていくと不登校になってしまったり、元気が出なくなったり、自信が持てなくなったりということがあります。また、もう1人の女の子は小学校3年生のときにクラス

の友達からいじめられて不登校になってしまったお子さんですが、その子も最初はお母さんにだけは話したのだけれども、3年生のときなので、うまく話せなくて、お母さんもうまく学校に伝えられなくて、そのままそれを引きずってずっと不登校でいます。言語化が難しいところと、いじめを受けているお子さんは、何か恥ずかしいとか、惨めとか、かっこ悪いとかというところで、誰かに伝えることはすごく難しいし、言葉にならない部分が多いので、伝えるのは難しいと思います。そうやってずっと心の中にあり、中学校2年生になって、ポツリポツリとその出来事を教えてくれて、今もずっと不登校で、それで1日の中の10時間ぐらいはそのことを考えて、ずっと苦しい状態にいるお子さんたちがいるのです。だから、いじめの問題というのは、人生に関わるぐらいの重大なことで、一つでも多くのいじめを解決してあげられたらいいなと思います。その女の子が語ったのは、いじめられたことについては、ある程度解消している。相手がもうどうしようもない人だから、いろんな人をいじめる人だから、しょうがなかったって思うのだけど、どうしても解消できないのは、仲よかった友達たちがみんな裏切ったこと、誰も助けてくれなかったことが一番辛い。そこがどうしても心の中で消化しきれなくて、元気が出ないと言ってくれました。だから加害者というよりは傍観者に指導が大事なのかなと思います。誰も助けてくれなかった、裏切られたということが、もう彼女を、5年苦しめている。そして、今も1日の大半をその時間に充ててしまうぐらい苦しいと思うと、何とかその傍観者の子たちがどう声を上げられるかというのが大事なことだと思うので、何かここが形になっていくといいと思います。あと今、子供たちにSOSの出し方教育っていうのを進めてくださっていると思いますが、先ほど出たようにSOSを出すことはすごく難しかったり、このくらいでSOS出していいのかなと悩む子がいたりとか、出せない子がやっぱり大半だと思います。なので、我々何ができるかということ、大人側のキャッチをしっかりとできるようにしていかなければいけないということで、子供たちのいつもの姿をきちんと把握しておいた上で、いつもと違う姿が見えたらすぐに声をかける、こちらから声をかけてあげることが必要になるのかと思います。児童生徒理解をきちんと担任の先生にはしていただく。もちろん学力とか運動とか、友達関係っていうのも中心になると思うのですが、その子がいつもどういう表情で学校の中で過ごしているのかとか、友達と誰と一緒にいるのか、その友達とどうやってトイレに行くのかとか、最近トイレに行くメンバーが変わったとか、トイレに行くときの立ち位置が変わったとか、帰りのときの友達の様子が変わったとか、給食最近食べてないとか、勉強も最近集中力がなくなるとか、いろいろなところでキャッチできると思います。子供たちは言葉にはなかなかできないので、どんどん身体症状だとか、表情とか、SOSを出していると思うので、そういうところをできるだけ早くキャッチできるということが、実は大事なのかなと思います。あと保護者の方も意外とSOSを出すのが苦手だと思います。これぐらいのことで学校の先生に相談できないなっていうことで、さっきのお母さんも結局学校に相談しませんでした。なので、キャッチしたら、家庭に連絡するとか、家庭もちょっとしたことでもいいから連絡くださいと、保護者と関係も深めていけたらいいのかなと思います。1人でも多くの子たちが救えるように、何か力になれたらと思います。

**委員：**いじめが起きにくい風土づくりを、私は特に意識をしています。先ほどの学級編制もそうですし、クラスの枠を超えて学年、担任が入れ替わるというようなこともそうなのですが、本校では、1・2年の低学年では、帰りの会のときに「ありがとうタイム」を作って、「今日は誰々君がこんなことしました。ありがとう。」とか、「こんなことしてくれました。ありがとう。」ということを発表したりですとか、高学年になるとそれをちゃんと付箋に書いて、その子に渡す「サンキューカード」をやったりして、「ありがとう」という気持ちを増やすというのが日常生活の中で、増やしていくといじめが起きにくい風土というのも少しずつ醸成されていくのかと思います。また、人権教室についても本校は毎年取り組んでいて、さらに今年度、7月の前半に初めてスクールロイヤーの出前授業というのをやりました。いじ

めについて法律や人権の視点から考えるというようなテーマで、6年生を対象にして、弁護士さんが学校に来てくださいました。いじめについて、いじめの犯罪性だったり、或いはその中でも傍観者にならないためだったりの話というのが子供たちには特に重く受け止めたように思います。学校でできることは、学校でしつつ、色々な機関だったり団体の方々にも来ていただいて、話をしてもらったりしていくのが、大きいいじめに発展しない、或いはいじめが起きにくい学校づくりに繋がるのかなと思います。何か他にも情報があれば、これからも取り組んでいきたいなと思っています。

**委員：**中学校だと生徒指導主任、各学年の生徒指導担当、さらに、校長、教頭、教務、それからスクールカウンセラー、養護教諭が集まって週1回生徒指導の会議をどこの中学校でもやっていると思います。その時に上がるのが、大体このA4の紙、4枚ぐらいは上がり、それについて対策を考えます。あまり担当が独自に動くということではなく、中学校はチームで対応するので、この事案に関してはこうやっていきましょうと、なおかつそれに関して、上がったものに関してその結果も含めて、サーバーという全員が見えるところにアップし、生徒指導担当から、学年の担当の先生に伝えるので、今どんなことが起こっているのか、全教職員が把握しております。最近ちょっと学校の方で困っているのは、SNSのいじめが増えています。SNSは目に見えず、家庭でやられるので、わかりません。かつては、何かクラスの雰囲気少し変だなとか、何か少し違うぞってところから糸口が引っ張られたのですが、それが見えなくなってきました。でも、実際にいじめが起こっています。わりと相談してくれるので、何とか解消にあるんですが、多くなっています。あと、6頁の中学校の課題が、「いじめを行った児童生徒の指導」と「保護者への対応」が多いことです。なるほどと思いました。例えば、いじめという定義のハードルが下がったので、いじめとされるものが、いっぱい上がってくると思うのです。件数的にも。ただ、保護者のいじめというのは、かつてのすごく重大事態のものという感覚があるので、いじめという言葉に大きく反応します。ですから、指導するときに、加害者の方に、いじめた立場であるということを示すとそれはいじめではないのではないかと、おふざけじゃないかと、このことは私の子供のころにもあったと、私もかつてそういうことが何回もあったとなかなか認めないことがある。でも、加害者を被害者保護者は学校に訴えてくる。そのため、学校が板挟みになることが多く、その解決が困難になることが多く、この数に反映されているのかと思います。なおかつ、間に挟まるとチームであげても担任の先生や各部活動顧問の先生は、ものすごくストレスが溜まって、このまま続くと多分やめてしまうのではないかと、休職してしまうのではないかと心配になることもあるので、そういうケアもしながら対応するところが、課題と思いながら、取り組んでおります。

**委員：**色々な立場の方のお話が聞けてとても勉強になりました。私は養護教諭なので、保健室にいます。保健室は結構、学校の中ではキャッチしやすい場所になるかと思えます。中学生になるとプライドがあるので、自分がいじめられていますとなかなか言えないです。ちょっと強い子だと、「先生聞いて、話をしたい」と保健室に来るのです。もうそういう子は、担任の先生にその悪口を言った子を指導して欲しいとか、明らかにわかりやすい感じ。わかりにくい子は、身体症状で「頭が痛い」「お腹が痛い」と言って教室にいるのがつらいと保健室に来て、まずそのことは言わずに、問診している中で、しくしくと泣き始めます。いじめに限らず家庭の問題とか虐待とか、他にも違ういろいろな問題でも、心が弱っているキャッチしやすい場所になるかと思えます。本校でも児相さんや子育て支援課さんや少年センターさんにもいろいろなお世話になっていて、訪問相談の先生にも、とてもお世話になっていますが、助けを求めながら、保健室ももちろん1人で対応することはないので、チームで対応することが多いのですが、学校の中だけじゃなくて、いろんな立場の方の助けを得ながら、一人一人の子供のために、なるように対応していきたいなと思いました。

**委員：**子育て支援課では、児童虐待の対応のほかに、虐待までいかななくても、家庭の児童

相談をやっています。その中で、先ほどの校長先生のお話の中で、保護者にいじめの認知のずれみたいのがあるとのことでしたが、保育園等で、今日こういういざこざがありましたということ、保育士の先生が親御さんに言うと、そこで親が本人を叩いてしまうこともありました。自分の子供の時には、親がガツンと怒ったから俺もこのやり方でやるっていう形で、ビシバシ叩いてしまい、通告というケースも最近あります。あとは、学校ではいじめの加害者になっているけど、そのお子さんは家庭で居心地が悪くて、お母さんがメンタル不調だったり、お父さんからお母さんへのモラハラ・DVがあったり、ひとり親の家だとお母さんが生きていくことが精一杯で、なかなかその子供にまで目が向けられないし、子供に対してつついきつい言葉で言うとか、あとは子供の特性に親御さんが合わせられなくて、苦しいなというお家もありまして、子供の承認欲求が満たされないお家の子が、加害者になっていくのかなと話を聞いて思いました。子育て支援課としては引き続き、そういった家庭児童相談もやっていきますし、児童虐待の周知防止にも努めて参りたいと思います。

**委員：**この表にもありますように、学校では、年間合わせて1000件程度のいじめの認知件数と、それ以外に様々な問題があって、1000件のいじめとそれプラス様々な問題に対して、学級担任を中心として、多くの時間と労力をかけて、指導や対応し、良い方向にいくように、頑張っているケースというのを幾つも確認しております。その一方、把握できないケース、そういうのも含めて、これからも、たくさん問題が学校に起きる、続くと思います。学校はこれからも頑張っていくとは思いますが、この機会に、学校だけでなく、関係機関の皆様のご理解と協力を得て、子供を育てるチームの輪というのを広げていければなど、この会に参加して感じました。

**委員：**私はスクールアドバイザーという立場で、印西市のいじめ防止対策会議に毎月参加しています。その会議の中で話し合われる内容は、各学校の生徒指導に係ることや各学校のいじめ防止対策委員会で話し合ったことの中から、学校から報告を受けたものについて、その状況の把握をし、どんなアドバイスをしたらよいか、また、それらのことについて、注意深くその経過を一緒にたどっていくというようなことをしています。このいじめ問題については、本当に初期対応の大切さは言うまでもなく、また、誠意ある対応というのが大前提だろうというふうに思います。今、子供たちの抱えている課題が様々で、また家庭の状況にも大きく影響を受けていると、子供たちの心の中、見えにくいところ、それが行動面、心理面、背景にあるものが複雑に入り組んでいて、本当に学校の現場は、多忙ということを使い訳にできない厳しさをいつも抱えているというような状況だと思います。そうした学校の状況について、委員の皆様の中にも、学校が大変な思いをしているというふうにご理解いただけていることに、救われる思いはあるのですが、こうして、関係する皆様と連携し合っていくこと、そして、何よりこれは学校の方が願っていることだと思いますが、子供たちが安心して楽しくて、学校が大好きだといえる、そういう学校生活にできるように、今後とも、スクールアドバイザーの役目と、また、この委員の皆様との繋がりを大切しながら、学校を応援していけたらというふうに思っております。

**議長：**全員それぞれのお立場から、関連した内容について、ご意見やアドバイスをいただきました。予定の時間を30分ほどオーバーしてしまいました。議題の3については、ここで一応終わらせていただければと思います。進行の不手際があって本当に申し訳ありませんでした。もう少し早めに、進めることができたらと思っていました。以上で本日の議題についてはすべて終了いたしましたので、ここで進行を事務局へお返しいたします。どうもありがとうございました。

**進行：**大木委員長ありがとうございました。連絡事項がございましたら事務局からお願いいたします。

**事務局：**事務局よりご連絡申し上げます。本日の協議会の公開用会議録の署名は、会長より、花屋委員と篠澤委員に依頼がありました。事務局で会議録作成後、書面でお持



ちいたしますので、ご確認の上ご署名をお願いいたします。

**進 行：**その他事務局から連絡がよろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして、令和5年度第1回印西市いじめ問題対策連絡協議会を終了いたします。委員の皆様、本日は大変お忙しい中、本当にありがとうございました。

この会議録は、事実と相違ないことを承認する。

令和5年9月20日

委員 花屋 哲郎

委員 篠澤 和貴